

《にかほ市からのお知らせ》

にかほ市調整給付金のご案内



- 定額減税額可能額が減税前税額（所得税、住民税所得割）を上回る方へ、定額減税の実施と合わせて給付されます。
- 支給対象と見込まれる方には、令和6年7月上旬以降に調整給付金支給確認書を送付します。

給付金支給額の算定方法

所得税

定額減税可能額
(3万円 × (本人+扶養親族数))

—

令和6年分
推計所得税額

=

①

住民税
所得割

定額減税可能額
(1万円 × (本人+扶養親族数))

—

令和6年度分
住民税所得割額

=

②

支給額 = ①+② (1万円単位に切上げ)

支給予定日

調整給付金支給確認書を
にかほ市が受理した日から

4週間程度

提出期限

令和6年9月30日(月)
(消印有効)



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

裏面もご確認ください。 ➡

給付金の支給対象者および手続き方法

支給 対象者

以下の①、②のどちらにも当てはまる方

- ① 定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方
- ② 合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

※支給対象見込みの方へは、調整給付金支給確認書を送付いたします。

手続 方法

調整給付金支給確認書の内容を確認のうえ、 【氏名、確認日、連絡先電話番号】を記入して 返送してください。

※支給口座がすでに印字（ご自身が登録した公金受取口座情報）されており、
その口座から変更しない場合は、同封していただく書類はございません。

※支給口座に印字がない場合、または支給口座を変更する場合は、①と②を
同封してください。

※代理人が提出する場合は、③も同封してください。

- 【同封書類】
- ① 支給対象者の本人確認書類の写し
 - ② 通帳またはキャッシュカードの写し
 - ③ 代理人の本人確認書類の写し

お問い合わせ先

にかほ市調整給付金コールセンター
調整給付金の問い合わせ等に関する専用ダイヤル

TEL.018-811-6520

FAX.37-2135

受付時間9:00～18:00（土日祝を除く）



詳しくは、にかほ市ウェブサイト、給付金・定額減税一体措置もご覧ください

にかほ市 調整給付金

検索 |

給付金・定額減税一体措置

検索 |

